八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る 公募型プロポーザル募集要項

八代広域行政事務組合では、公募型プロポーザル方式により、飲料水自動販売機(以下「自動販売機」という。)を設置する事業者を選定し、自動販売機の設置に係る組合財産の貸付けを行います。

本プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、 内容を御承知の上御参加ください。

1 貸し付ける物件の概要

(1) 施設名

八代広域行政事務組合 消防庁舎

(2) 設置場所及び設置台数等

物件	設置場所		最低貸付料
番号			(月額・税別)
1①	みなと消防署(八代市三楽町 3 号 9 番 2) 2 階階段室南側(正対して右)	1	5, 100 円
12	みなと消防署(八代市三楽町 3 号 9 番 2) 2 階階段室北側(正対して左)	1	5, 100 円

(3) 貸付面積(1物件あたり)

・自動販売機 : 1.3 m² (幅 1.3m×奥行 1.0m)

・回収ボックス: 0. 36 m² (幅 0.6m×奥行 0.6m)

(4)貸付期間

令和7年6月1日から令和10年6月30日まで

※貸付契約は貸付期間の末日で終了し、更新は行わない。

【各物件共通の特記事項】

- (1) 自動販売機で販売する商品は、缶入り又はペットボトル入りの飲料水(酒類を除く。)とすること。
- (2)貸付場所は別添の物件位置図により確認すること。
- (3) 前年度の販売数量等は参考資料として、鏡消防署分を提供する。
- (4)貸付面積には、自動販売機の放熱スペース、支持台等を含む。

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- (1)公募開始の日までの直近1年間において自動販売機設置業務又はこれに類する業務の取 扱実績があること。
- (2) 八代市又は氷川町に本社、支店又は営業所を置く事業者にあっては八代市税又は氷川町

税の滞納がないこと。その他の事業者にあっては、国税に滞納がないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4)八代市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定のいずれにも該当しないこと。
- (5)八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱第3条第1項の規定による排除措置を行われていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 八代広域行政事務組合競争入札有資格者名簿に記載のある事業者にあっては、八代広域 行政事務組合競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条又は第3条の規定に基づく 指名停止期間中でないこと。

3 日程

項目	日 程
参加申込書類提出期間	令和7年4月2日(水)~令和7年4月30日(水)
質問受付期間	令和7年4月2日(水)~令和7年4月18日(金)
質問回答	令和7年4月23日(水)まで
設置予定事業者の選定	令和7年5月上旬
選定結果の通知	令和7年5月9日(金)以降
組合財産貸付契約の締結	令和7年5月23日(金)まで

4 参加申込手続

(1)参加申込書類

			提出が必要な書類	
書 類 名		提出部数	法 人	個 人 事業主
① 参加申込書(様式第1号	$\left(\frac{1}{T}\right)$	1部	0	0
② 誓約書 (様式第2号)		1部	0	\circ
③ 企画提案書(様式第3号 率提案書(様式第4号)	号)及び売上手数料	参加申込み ごとに 6 部	0	0
④ 設置しようとする自動販	反売機のカタログ	参加申込み ごとに1部	0	0
⑤ 商業登記簿謄本(3か月 写し可)	以内発行のもの、	1 部	0	
⑥ 代表者身分証明書(3カ の、写し可)	1月以内発行のも	1 部		0
⑦ 印鑑登録証明書(3か月 写し可)	以内発行のもの、	1 部	0	0
⑧ 直近の決算報告書(法人 明記されたもの)	名及び決算期間が	1 部	0	
③ 【青色申告】直前1年分の損益計算書及び資産負【白色申告】直前1年分申告書	負債調	1 部		0

⑩ 未納の税額がない証明(国税:納税証明書		\circ	0
(その3)、市税・町税:納税証明書)	1 部	法人及び代	代表者
(3か月以内発行のもの、写し可。)		表者本人分	本人分

【書類作成上の注意事項】

- 1 複数の物件の公募型プロポーザルに参加申込みをする場合は、物件ごとに③及び④の 書類を提出すること。ただし、いずれの参加申込みにおいても③及び④の書類の内容が 同一である場合は、2件目以降の参加申込みにおいてはこれらの書類の提出を要しない。
- 2 ①~③の書類には、代表者名を記入するとともに、⑦の登録印を押印すること。
- 3 ⑤~⑩の書類については、参加申込件数にかかわらず、「提出が必要な書類」を1部 ずつ提出すること。

(2) 提出方法

3に記載する参加申込書類提出期間内に(1)の参加申込書類を11に記載する事務局 に持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、平日(八代広域行政事務組合の休日を定める条例で定める休日以外の日をいう。)の午前9時から午後5時までの間に書類を提出すること。郵送する場合は、参加申込書類提出期間の末日までに書類を提出すること(同日の午後5時まで必着)。

(3) 企画提案書の作成について

- ① 6に記載する評価項目、仕様書等に基づき企画提案書(様式第3号)を作成すること。また、評価項目ごとの内容に関しては具体的に記載するとともに数量等も明記すること。
- ② 用紙のサイズはA4サイズ、文字のサイズは12ポイント程度とし、1つの評価項目 ごとに1ページ以内(全5ページ以内)で記載すること。売上手数料率の提案はこれに 含まない。
- ③ 売上手数料率の提案については、様式第4号を使用すること。
- ④ 企画提案書の綴りの順序は、6に記載する評価項目の順に沿って容易に採点できるようにすること。
- ⑤ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、それを無効とし提案者を失格とする。

5 質問及び回答

募集内容に関しての質問及び回答は、次の方法により行う。

(1) 質問

3に記載する質問受付期間の末日の午後5時までに質問書(様式第5号)に質問事項等を記入し、11に記載する事務局の電子メールアドレス宛てに提出すること。なお、電子メール送信後、電話で到着確認を行うこと。

(2)回答

提出された質問及びそれに対する回答は、3 に記載する質問回答の期限までに、八代広域行政事務組合公式ホームページにおいて逐次公開する。

6 設置予定事業者の選定

(1)選定委員会の設置

自動販売機の設置予定事業者を選定するに当たり、飲料水自動販売機設置事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、企画提案の内容の書類審査を行う。

(2) 評価点の算出

次の評価項目、評価の視点及び配点により、提案内容及び売上手数料率の評価を行い、 両者の得点を合計したものを事業者の評価点とする。

【例】

評価項目		評価の視点	配点		
1)	社会貢献	八代市又は氷川町における社会貢献活動、本組合に 対する災害備蓄用物資の無償提供、災害時における 機内在庫の無償提供など	20点		
2	デザイン及び 利便性	ユニバーサルデザイン、外観色、キャッシュレス機 能の搭載など	10点		
3	環境配慮	省エネルギー技術、低GWP冷媒などの環境配慮	5点		
4	管理体制	故障・クレーム対応、機器メンテナンス、商品管理	15点		
5	⑤ 地域経済 八代市又は氷川町内における本店、支店・営業所の 有無		10点		
	小 計				
売上手数料率		得点=提案された売上手数料率に100分の125 を乗じて得た値の少数第1位を四捨五入して 得た値(その値が50を超える場合は50)	50点		
	合 計				

(3) 設置予定事業者の選定

評価点が高い順に、上位1事業者を設置予定事業者として選定する。

上記において2者以上の事業者が同点で第1順位となる場合は、売上手数料率が高い者を優先とし、売上手数料率が同じ場合は、八代市又は氷川町内に本店等を置く事業者を優先とし、その上でなお2者以上の事業者が同点で第1順位となる場合は、本プロポーザルに執行業務に関係のない職員にくじを引かせ、第1順位となる事業者を設置予定事業者に選定する。

7 選定結果の通知・公表

6による選定結果は、3に記載する選定結果の通知開始日以降、本プロポーザルに参加した事業者全員に通知するとともに、八代広域行政事務組合公式ホームページにおいて公表する。

なお、選定の経緯についての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては 受け付けない。

8 貸付契約の締結

設置予定事業者に選定された事業者が、本組合と協議し合意に至った場合は、3に記載する組合財産貸付契約の締結の期限までに、本組合との間に地方自治法第238条の4第2項第4号の規定による組合財産貸付契約を締結するものとする。

9 参加申込みの無効、設置予定事業者の選定の取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する参加申込みは、無効とする。
 - ア 虚偽の内容又は不正の行為による参加申込み
 - イ 2 に記載する参加資格要件を満たしていない参加申込みその他この募集要項に違反する参加申込み
- (2) 次に掲げる場合は、設置予定事業者の選定の取消しを行う。
 - ア 設置予定事業者が正当な理由なく8に記載する貸付契約を締結しないとき。
 - イ 設置予定事業者の選定後に当該事業者が2に記載する参加資格要件を満たさないこと が明らかとなったとき。
 - ウ 設置予定事業者の選定後に当該事業者が(1)アに掲げる参加申込みをしていたこと が明らかとなったとき。
 - エ その他社会的信用を損なう行為等により自動販売機の設置事業者として適当でないと 本組合が判断したとき。
- (3)(2)により設置予定事業者の選定を取り消したとき、又は設置予定事業者が貸付契約の締結を辞退したときは、6(3)において当該事業者の次順位となった事業者(当該事業者が既に設置予定事業者に選定されている場合はその次順位の事業者)を設置予定事業者に選定し、契約の交渉を行う。

10 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替え、再提出は認めない。
- (2)参加申込みを辞退する場合又は貸付契約の締結を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加申込者の負担とする。
- (4)提出された書類等は返却しない。
- (5) 参加申込書類提出期間の初日において、参加申込みをしようとする2者以上の事業者が貸付期間内に経営統合等を行うことが明らかであるときは、参加申込みができる事業者は、 それらの事業者のうち1者に限るものとする。

11 事務局

八代広域行政事務組合消防本部総務課

〒866-0895 八代市大村町970番地

電話 0965-33-6319

電子メールアドレス soumu@yatsushiro-fd.com

参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 八代広域行政事務組合管理者

住 所 商号又は名称 代表者職/氏名

印

八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る公募型プロポーザルについて、募集要項を承知の上、次のとおり参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。 ≪希望物件申込み≫ 希望順位をつけてください。

希望する順位	物件 番号	設置場所	設置 台数	最低貸付料 (月額・税
				別)
	1①	みなと消防署(八代市三楽町 3 号 9 番 2) 2 階階段室南側(正対して右)	1	5, 100 円
	12	みなと消防署(八代市三楽町 3 号 9 番 2) 2 階階段室北側(正対して左)	1	5, 100 円

また、参加申込書等の提出書類について資格要件を確認するため、八代広域行政事務組合が関係機関に対して調査・照会を行う資料として使用することを承諾します。 〈本プロポーザル係る添付書類〉※添付確認の□にチェックを記入して提出すること。

	提出書類		部数	添付確認
1	参加申込書 (本紙)	様式第1号	1	
2	誓約書	様式第2号	1	
3	企画提案書及び売上手数料率提案書	様式第3号、第4号	6	
4	設置しようとする自動販売機のカタログ	_	1	
(5)	商業登記簿謄本【法人のみ】	_	1	
6	代表者身分証明書【個人事業主のみ】	_	1	
7	印鑑登録証明書	_	1	
8	直近の決算報告書【法人のみ】	_	1	
9	税申告関係書類【個人事業主のみ】	_	1	
10	未納の税額がない証明	_	1	

※提出書類の詳細は、募集要項を参照。③、④は、物件ごとに必要です。

誓約書

私は、下記事項について誓約します。

記

- 1 「八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る公募型プロポーザル募集要項」 に掲げる参加資格要件を欠いていないこと。
- 2 本プロポーザルに参加するに当たって、提出する申請書類の内容について事実と相違ないこと。
- 3 関係法令及び八代広域行政事務組合の財産貸付けに関する諸規程を遵守すること。
- 4 本プロポーザルに関し、公正を害するような行為を絶対にしないこと。

令和 年 月 日

(あて先) 八代広域行政事務組合管理者

住 所 商号又は名称 代表者職/氏名

印

(様式第3号)

令和 年 月 日

企画提案書 (表紙)

(あて先) 八代広域行政事務組合管理者

物件番号

住 所 商号又は名称 代表者職/氏名

(EJ)

「八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る公募型プロポーザル募集要項」及び 「八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る仕様書」ほか募集関係書類の内容を承 知し、別紙のとおり提案します。

電話番号	()	_	
FAX番号	()	_	
E-mail				
担当者名				

1. 社会貢献(1)八代広域行政事務組合に対するこれまでの無償提供実績について〔実績〕
(2) 八代広域行政事務組合に対する災害備蓄用物資の無償提供について〔提案〕
(3) 八代広域行政事務組合に対する災害時の機内在庫の無償提供(災害支援協定の 有無)について〔提案〕
(4)(3)のほか、八代広域行政事務組合に対する災害時における物資の無償提供に ついて〔提案〕
(5)その他の社会貢献について(寄付、ボランティアなど)[八代市又は氷川町にお

ける実績〕

2.	テ	゙゙ザイ	ン及	び利	便性	_
(1)	ユニ	バー	-サル	デザ	イン

(2)外観色

(3) キャッシュレス機能

(4) その他の機能等

(様式第3-	号-③)
--------	------

- 3. 環境配慮
- (1) 省エネルギー技術

(2) 低GWP冷媒

(3) その他

4	管理体制

(1) 故障・クレーム対応

(2)機器メンテナンス

(3)商品管理

(4) その他

5. 地域経済

八代市又は氷川町内における本店、支店・営業所の有無

売上手数料率提案書

(単位:%)

十の位	一の位	小数点第1位
	•	

(注) 消費税を考慮しない売上手数料率を記載すること。

令和 年 月 日

質問書

事業者名	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職/氏名	
質問担当者	氏 名	
	電 話 番 号	
	E-mail	

件 名 : 八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る公募型プロポーザル

質疑 No	該当箇所	質疑内容
記入例	募集要領 1頁 1(3)貸付面積 (1物件あたり)	貸付面積について・・・
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		